

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望する全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

# 非正規社員の待遇改善は

# 郵政20条裁判の勝利から

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3793  
17年10月3日(火)  
・Fax 095-828-1953

おはようございます。  
先月9月14日に画期的な勝利判決が出された「郵政労基法20条裁判東日本訴訟」に続き、「西日本訴訟」が9月27日、大阪地方裁判所で結審しました。

正社員と非正規社員の待遇格差解消を求めた「郵政20条裁判」では、東京地裁で「年末年始勤務手当」「住居手当」のほか、「夏季冬期休暇」と「有給の病欠休暇」を所得させないことは不合理な労働条件の相違と認めさせることが出来ました。

この東京地裁判決をさらに拡充し、私たちが求めている「諸手当・休暇」10項目すべてで、不合理な相違と認めさせることが、会社にとってつながります。皆さんの協力と応援をお願いします。

尚、大阪地裁での結審には米地九州地本委員長が傍聴支援に行っています。郵

政ユニオン福岡中央局支部の機関紙から転載する形で報告します。



## 大阪地裁結審では

当日、郵政ユニオンは判決に先立ち、大阪地裁周辺で12時から街頭宣伝を行い、各代表がマイクを持って訴え、東日本裁判での勝訴の内容の宣伝紙を配布し、裁判所へ適正な判断を訴えました。

開廷後の冒頭、原告側弁護士は、現在全国の労働者の4割は非正規雇用となっており、正社員との格差が問題となっている。

郵政の2014年の平均賃金を比較してみても、正社員は62.6万円に対し非正規社員は23.7万円である。賞与に至っては、正社員が132万円に対し非正規社員は32万円であり、

四分の一でしかない。社会通念上同等とされる額であるべきと主張。

また、9月14日の東日本裁判の判例を示し、住居手当が一定額認められるのであれば、扶養手当も当然認めらるべきである。東日本裁判では原告に対象者がいなかったが、西日本には対象者がいる。その点を踏まえ、公正な判断を求め、強く主張しました。



判決は2018年2月21日に、大阪地裁にて言い渡されることが決まりました。

## 報告集会開催

閉廷後、中の島中央公会堂で報告集会を開催しました。全国から集まった組合員及び各界の支援者、応援に駆け付けた東日本の原告団が参加した集会では、原告弁護団からの説明の後、各支援団体から激励の挨拶を受け、裁判勝利に向けて最後まで戦う決意を固めました。

郵政労基法20条裁判の結果は、郵政の職場のみならず、

全国で働く非正規社員の今後を左右する大きな問題となります。原告である郵政ユニオンの非正規組合員は、全ての非正規労働者の先頭に立って闘っていると云えます。

裁判の判決結果は、郵政で働く全ての非正規社員へ反映されます。

9月14日の判決では、原告の非正規社員に、年末年始勤務手当(正社員支給額の8割)最大21,600円と住居手当(正社員支給額の6割)最大16,200円の支払いが命じられました。

その後双方が控訴したことで、結果は控訴審以降に持ち越されましたが、これももし確定した場合、即座に支給されるのは裁判で闘った原告だけですが、郵政の職場で働く全ての非正規社員にも請求権が生まれます。



定められる期間の分を簡易裁判所に申し立てれば、裁判結果に応じた内容で請求することが出来ます。簡易裁判所への申し立ては、弁護士を立てる必要もなく必要な書類を提出するだけです。

郵政20条裁判に勝利し、全ての非正規社員の待遇改善を勝ち取るため、郵政ユニオンは、運動を展開します。今後多くのご支援をお願いします。



期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。